

商品概要説明書

教育ローン（基金協会）

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

商品名	教育ローン（基金協会）
ご利用いただける方	○次のいずれかに該当する個人の方。 ・ 当 J A の正組合員の方。 ・ 当 J A の准組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方（農業者以外の自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○農業者（認定農業者・認定就農者・第 1 種兼業農家）の場合は、前年度税引前所得が 150 万円以上ある方。 ○勤続（または営業）が確認できる方（年金受給者の方は除く）。ただし、農業者以外の自営業者の方は営業開始後 3 年以上とします。 ○教育施設（修業年限が 6 か月以上（外国の教育施設は 3 か月以上）の次の教育施設とします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 - a 大学、大学院（法科大学院など専門職大学院を含む）、短期大学 - b 専修学校、各種学校（予備校、デザイン学校など） - c 高等学校、高等専門学校、中学校、小学校 - d 特別支援学校の高等部、中等部、初等部 - e その他職業能力開発校などの教育施設 ○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金〔借入申込日から 2 か月以内（推薦入学により就学する場合は 6 か月以内）にお支払済みとなった入学に関する費用を含む。〕とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、事業資金は除きます。 （例） ①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費 ②アパートの家賃等 ○現在、他金融機関から借入中の教育資金の借換資金。
借入金額	○1 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○据置期間を含め 6 か月以上 15 年以内とします。 ○据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟の卒業予定年月の末日の 6 か月後までの範囲内とします。

	○ただし、他金融機関から借入中の教育資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の教育資金の残存期間内とします。								
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート/長期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート/長期プライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。								
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加えの特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。								
担保	○不要です。								
保証人	○当JAが指定する保証機関（三重県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。								
保証料	○保証料率は、ご本人の信用状況に応じ、年0.3%～年0.5%の範囲内となります。 ○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【例】お借入額300万円あたりの一括支払保証料（保証料率：年0.45%） <table><tr><td>お借入期間</td><td>3年</td><td>5年</td><td>7年</td></tr><tr><td>概算保証料</td><td>20,964円</td><td>34,969円</td><td>49,209円</td></tr></table>	お借入期間	3年	5年	7年	概算保証料	20,964円	34,969円	49,209円
お借入期間	3年	5年	7年						
概算保証料	20,964円	34,969円	49,209円						

団体信用生命共済（保険）	○ご希望により当ＪＡ所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table><tr><th>団体信用生命共済（保険）名</th><th>引受団体/ 引受会社</th><th>加算利率</th></tr><tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td rowspan="5">全国共済農業 協同組合連合 会</td><td>年０．２２％</td></tr><tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年０．３７％</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年０．３０％</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（連生）</td><td>年０．４２％</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td><td>年０．５０％</td></tr><tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険</td><td rowspan="3">クレディ・ア グリコル生命 保険(株)</td><td>年０．３０％</td></tr><tr><td>がん保障特約付団体信用生命保険（連生）</td><td>年０．５０％</td></tr><tr><td>団体信用生命保険（ワイド団信）</td><td>年０．６０％</td></tr></table>	団体信用生命共済（保険）名	引受団体/ 引受会社	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	全国共済農業 協同組合連合 会	年０．２２％	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年０．３７％	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年０．３０％	団体信用生命共済（連生）	年０．４２％	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年０．５０％	がん保障特約付団体信用生命保険	クレディ・ア グリコル生命 保険(株)	年０．３０％	がん保障特約付団体信用生命保険（連生）	年０．５０％	団体信用生命保険（ワイド団信）	年０．６０％
団体信用生命共済（保険）名	引受団体/ 引受会社	加算利率																				
団体信用生命共済（特約なし）	全国共済農業 協同組合連合 会	年０．２２％																				
長期継続入院特約付団体信用生命共済		年０．３７％																				
三大疾病保障特約付団体信用生命共済		年０．３０％																				
団体信用生命共済（連生）		年０．４２％																				
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）		年０．５０％																				
がん保障特約付団体信用生命保険	クレディ・ア グリコル生命 保険(株)	年０．３０％																				
がん保障特約付団体信用生命保険（連生）		年０．５０％																				
団体信用生命保険（ワイド団信）		年０．６０％																				
９大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「９大疾病補償保険」にご加入いただけます。 ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年０．５４％																					
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…５，５００円 ②一部繰上返済の場合…５，５００円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は５，５００円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。																					
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融部融資（電話：０５９－３８４－１１１５）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部融資課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 ・愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：０５２-２０３-１７７７）																					

	・ 民間総合調停センター（大阪府）※ ※ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

ＪＡ鈴鹿